

鈴鹿市訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月8日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市工事監督規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市工事監督規程（平成5年鈴鹿市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（工事成績評定書の作成）</p> <p>第10条 監督員は、工事が完成したときは、別に定める工事成績評定要領及び工事成績採点要領により成績を評定しなければならない。ただし、当初設計金額が<u>200万円</u>以下の工事については、これを省略することができる。</p>	<p>（工事成績評定書の作成）</p> <p>第10条 監督員は、工事が完成したときは、別に定める工事成績評定要領及び工事成績採点要領により成績を評定しなければならない。ただし、当初設計金額が<u>130万円</u>以下の工事については、これを省略することができる。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の規定は、この訓令の施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事又は製造その他についての請負について適用し、同日前に入札の公告又は指名通知を行う工事又は製造その他についての請負については、なお従前の例による。